

## ○生徒実習又は学習合宿における宿泊施設の利用要領(長野県総合教育センター)

### 1 趣旨

この要領は、生徒実習又は学習合宿（以下「生徒実習等」という。）において、長野県総合教育センター（以下「センター」という。）の宿泊施設「知新寮」（以下「宿泊施設」という。）を利用する際に必要なことがらを規定するものである。

### 2 宿泊の申込み

高等学校長は、あらかじめ、以下の事項を確認した上で、宿泊申込書（様式は別に定める。）に必要事項を記入してセンター所長あてに申し込む。

ア 参加する生徒とその保護者が宿泊に関する同意書を学校に提出していること。

イ 健康上などの留意すべき事項が確認できており、対処方法が明らかになっていること。

### 3 宿泊施設利用許可

センター所長は、生徒実習等の実施内容及び日程等から、宿泊施設の利用の許可又は不許可を決定し、関係高等学校長に連絡する。

### 4 宿泊費

宿泊費は、センターが別に定める実費相当額を徴収する。なお、前記金額に食事代は含まれない。食事は、センターの食堂を利用することができる。

### 5 宿泊時の生徒指導

学校の引率教員の責任において、生徒の指導を行うものとする。

### 6 その他

(1) 詳細については、別途、学校の生徒引率者とセンター職員で打合せを行う。

(2) この要領に定めるもののほか、宿泊に関して必要な事項はセンター所長が別に定める。

(平成27年10月28日一部改定)